

建設工事、測量・建設コンサルタント等業務の
入札参加資格登録をされている皆様へ

令和3年3月
大 阪 府

建設工事等に係る総合評価一般競争入札等における 障がい者等の雇用促進に関する評価について

大阪府では、ハートフル条例を制定し、府と関係がある事業主の障がい者等の雇用促進を図り、障がいの有無その他事情にかかわらず働くことに生きがいを感じながら安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向けた施策を行っています。

つきましては、下記のとおり、令和3年度より建設工事等における総合評価一般競争入札等におきまして、障がい者の雇用拡大の取組みを評価することとしますのでお知らせします。内容詳細は下記アドレス先をご覧ください。

記

・評価内容

建設工事及び建設コンサルタント業務における総合評価一般競争入札、条件付一般競争入札（実績申告型）において、入札参加者の障がい者雇用率が、障がい者法定雇用率を超えている場合に評価することとします。

【各部局における総合評価方式に関するお知らせ】

- ・ [都市整備部](#)
- ・ [大阪港湾局](#)
- ・ [住宅まちづくり部](#)

【障がい者雇用の促進に係る評価の手続き等に関するお知らせ】

- ・ [商工労働部雇用推進室就業推進課](#)

【問い合わせ先】

大阪府 総務部 契約局 総務委託物品課

TEL 06-6944-9905